

■ 第 151 回 新潟市都市計画審議会

日時：令和 5 年 2 月 1 日（水）午前 10 時～

場所：白山会館 2 階「大平明浄」

（司 会）

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第 151 回新潟市都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の進行役を務めます都市計画課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。机上に配付しております資料の確認をお願いいたします。「第 151 回新潟市都市計画審議会次第」、「第 28 期新潟市都市計画審議会委員名簿」、「議案書 参考資料」、「議案書 関連資料」としましてパワーポイントの写し、また、事務局からの報告の資料として、「新潟市都市計画マスタープランの改定について」、「新潟市立地適正化計画について」、「区域区分の全体見直しについて」を配付しております。また、事前に配付させていただきました議案書もご用意ください。

本日の議案は、次第のとおり 7 議案となります。また、本審議会は公開とし、議事録作成のため録音させていただきます。

ここで、報道機関より録音と撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可をさせていただきます。

本日の進行、各説明にあたっては座って行わせていただきますので、ご了承願います。

はじめに、都市政策部長の柳田よりごあいさつを申し上げます。

（都市政策部長）

新潟市都市政策部の柳田でございます。本日は、誠に足元の悪い中、またご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、このたび第 28 期になります新潟市都市計画審議会委員にご就任いただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、人口減少・少子高齢化や社会情勢の変化への対応、都心のまちづくりの転機などを見据えて、昨年 12 月には、これまでの都市づくりの考え方を継承しつつ、選ばれる都市を築

いていくとの認識のもと、本市の都市計画基本方針を改定したところでございます。

この都市計画基本方針では、「市街地と田園、自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市新潟」の実現を目指すべき都市の姿としており、引き続きさまざまな都市計画の諸制度を運用し、未来に向かってさらに進化させ、よりよい形で次の世代に引き継いでまいりたいと考えているところでございます。

今後、再開発事業や区域区分の見直しなど、拠点性強化や安心安全な暮らしに向けた重要な都市計画の決定を予定してございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で活発なご議論や忌憚のないご意見をいただき、「都市の持続的な発展」と「市民が暮らしやすさを実感できる都市」にしていけるよう、お力添えをいただければと考えております。

甚だ簡単ではございますが、当会議の冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(司 会)

次に、第 28 期最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿順のご紹介とさせていただきます。

岡崎篤行委員。田村圭子委員、本日は急遽ご欠席とのご連絡がございました。飯野由香利委員。鈴木孝男委員。樋口秀委員。富山栄子委員、本日は所用のためご欠席でございます。河本智美委員。杉本克己委員。平山桂子委員。内山晶委員、本日はご欠席でございます。平松洋一委員。田村要介委員。内山航委員。倉茂政樹委員。小柳聡委員。志賀泰雄委員。志田常佳委員。池田裕二委員、本日は代理として国土交通省北陸地方整備局企画部広域計画課長の尾崎様にご出席でございます。久田成昭委員、本日は代理として国土交通省北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課課長補佐の長川様にご出席でございます。昆一彦委員。東海林晃委員。高橋明委員。三宅誠一委員。斎藤菜々委員。24 名の皆様でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の議案に関係する部の幹事をご紹介させていただきます。柳田都市政策部長、若杉建築部長、時田下水道部長、以上でございます。

議事に入ります前に、定足数についてご報告いたします。本日の審議会は委員 24 名中 21 名の委員の皆様にご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していますことをご報告いたします。

それでは、本日の議案に移ります。まず、第 1 号議案「会長の選出及び会長代理の指名」を行います。会長の選出にあたり、柳田都市政策部長を進行役とさせていただきます。柳田部長、お願いいたします。

(都市政策部長)

進行役を務めさせていただきます柳田でございます。会長選出までの進行役となりますが、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第1号「会長の選出及び会長代理の指名」に入りたいと思います。

議案第1・2号の参考資料1ページをご覧ください。新潟市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は、第2条第2項第1号に掲げる学識経験のある方の中から、委員の選挙により決めさせていただきます。

「学識経験のある方」とは、お手元の名簿の中で、学識経験者の区分にお名前がある10名の方となります。皆様のご推薦や自薦による立候補をお受けしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

ご推薦や自薦がないようですので、事務局案といたしまして、第27期に引き続きまして、岡崎篤行委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、了解が得られたものとして、岡崎篤行委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」とのことでございますので、会長を岡崎篤行委員をお願いすることで決定させていただきますと思います。岡崎委員、よろしくお願いたします。

それでは、新潟市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長になることとなっておりますので、これをもちまして、私の進行役の任務を終わらせていただければと思います。一旦事務局のほうにお渡しいたします。

(司 会)

ありがとうございました。ここで、会長に選出されました岡崎委員と今後の議事について打ち合わせをする時間を少々いただきたいと思います。岡崎委員は会長席にご移動願います。ほかの委員の皆様には、恐縮でございますが、少々お待ちいただきますよう、よろしくお願いたします。

(打ち合わせ)

(司 会)

お待たせいたしました。岡崎会長よりごあいさつをいただいた後、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さん、おはようございます。また引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、まず、都市計画審議会運営要綱第4条の規定による本日の議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。鈴木孝男委員と志賀泰雄委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「常務委員の指名」についてなのですが、都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、常務委員は軽易な事項を処理するため、会長の指名した委員5名以内で組織することとなっておりますので、指名させていただきます。

樋口秀委員、平山桂子委員、志田常佳委員、東海林晃委員、高橋明委員の5名の方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、都市計画審議会条例第7条第3項の規定では、常務委員の互選により常務委員長を決めることとなっておりますので、常務委員の皆様には、審議会終了後、常務委員長の選出をお願いいたします。

続きまして、議案第3号「新潟市都市計画審議会運営要綱の改定について」になります。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。事務局、都市計画課の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号の資料をご覧いただきたいと思います。議案第3号「新潟市都市計画審議会運営要綱の改正について」でございます。

1の「改正概要」をご覧ください。お諮りする事項でございますが、このたび新型コロナウイルス感染症における対応等を踏まえまして、今後の不測の事態に備えるため、当審議会のWEBによる会議開催を可能とするものでございます。

その下、「改正理由」をご覧ください。新型コロナウイルス対応につきましては、5月にも

対応が変更されるということとはなりますが、集合形式以外の対応も想定しておく必要があると考えてございます。昨年度、書面による会議を初めて開催させていただきましたが、案件によっては委員間での活発な意見交換が困難となる課題が浮き上がったほか、本市においては現在可能としております、附属機関などにおける書面開催について、今後、廃止をされるということが予定されてございます。

また、委員の皆様からご協力いただきましたアンケート結果でも過半の方がWEB会議システムを使用できる環境にあると確認できたことを踏まえまして、1枚めくっていただきまして、本審議会は集合形式の会議を原則とはいたしますが、感染症などによる行動制限や天候悪化に伴う公共交通機関の計画運休が行われる場合など、不測の事態により、委員の皆様の集合が困難な場合にあっては、会長の判断によりWEBでの会議が開催できるよう運営要綱を改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に反対のご意見などないようですので、議案第3号「新潟市都市計画審議会運営要綱の改正について」は、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、原案のとおり改正としたいと思います。

続きまして、議案第4号「新潟都市計画下水道の変更」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の下水道計画課の山口と申します。よろしくお願いいたします。

まず、はじめにお詫びなのですが、今回、配付しました「議案書関連資料」というものがございますけれども、これにつきまして、タイトルとスライドの内容がずれておりましたので、これから資料を差し替えさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございません。事務局のほうからお席に伺いまして、資料を差し替えさせていただきますので、恐れ入

りますけれども、少々お時間をいただきたいと思います。申し訳ございません。

(資料の差し替え)

ご協力ありがとうございました。

それでは、議案第4号の「新潟都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。お手元には「議案書」のほかに、先ほど差し替えさせていただきましたA4ホチキス留めの「議案書関連資料」を配付しております。また、「議案書」には本日ご審議いただく議案の計画書、新旧対照表、都市計画の案の理由書、総括図及び計画図を縮小したもの、都市計画策定経緯の概要が綴られています。

先ほど差し替えいたしました「議案書関連資料」は、議案書を抜粋してまとめたものでございまして、本日は、それを用いてご説明したいと考えています。スライドの右下にスライド番号を示しておりますので、それを見ながらと、同じものを併せてスクリーンに表示しておりますので、どちらかご覧いただきたいと思っています。

まずは、議案第4号の説明の前に、下水道として都市計画で定める事項や下水道の仕組み、種類、本市の下水道計画などについて、ご説明いたします。

スライドの2をご覧ください。下水道は、生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして、都市計画に位置づけられています。

下水道として都市計画に定める事項でございますけれども、記載している四つの項目、1、下水道の名称、2、排水区域、3、下水管渠、4、その他の施設がありまして、主に市街化区域内において定めることとなります。議案第4号は、これら四つの項目の変更となります。

スライドの3をご覧ください。下水道の仕組みについてご説明いたします。下水には、汚水と雨水がございます。汚水の流れをオレンジ色で表記しています。汚水は、各家庭や工場から排出され、宅地内に設けられた排水設備から汚水桝に流れ込み、管渠やポンプ場を通じて終末処理場、一般的に下水処理場や浄化センターと言われるものですが、終末処理場に流入し、汚水をきれいにしたあと河川などへ放流されます。

雨水の流れを青色で表記しています。雨水は、道路側溝から雨水桝に流れ込み、管渠を通じて河川などへ放流されます。

スライドの4をご覧ください。下水道の種類についてご説明いたします。下水道の種類は、下水道法で定められており、公共下水道、流域下水道、都市下水路の三つに分類されます。このうち(ア)広義の公共下水道は、主に市街地における下水を排除し、または処理するために、市町村が都市計画決定、整備、管理を行う下水道であり、単独公共下水道として終末

処理場を有するもの、または、流域関連公共下水道として流域下水道に接続するものがござい
います。

(イ)の流域下水道は、複数の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を
有するもので、県が処理場や幹線管渠を都市計画決定、整備、管理を行う下水道です。

(ウ)の都市下水路は、主に市街地における雨水を排除するための下水道です。

スライドの5をご覧ください。(ア)の公共下水道は、さらに(エ)狭義の公共下水道、
(オ)の特定環境保全公共下水道、(カ)の特定公共下水道の三つに分類されます。

(エ)の狭義の公共下水道は、市街地における一般公衆の共同使用に供されるものをいい、
(オ)の特定環境保全公共下水道は、主に市街化調整区域において実施されるものを言いま
す。(カ)の特定公共下水道は、特定の事業者の事業活動に主に利用されるものを言います。

このうち青い点線で囲んだものについては、都市計画への位置づけのほか、下水道法によ
る事業計画に位置づけまして、整備や維持管理を行っていきます。この下水道法による事業
計画は、市街化区域のほか、市街化調整区域も位置づけているといったものになります。

今回、都市計画の変更を行うものは、赤字で示しております、(ウ)の都市下水路、(エ)
の公共下水道、(オ)の特定環境保全公共下水道の三つでございます。

スライドの6をご覧ください。本市の下水道計画について説明いたします。この図面でご
ざいますけれども、本市の下水道計画を簡略化したイメージになります。市が終末処理場を
管理する単独公共下水道として青枠の三つがございます。一つ目が、図面真ん中の上側の濃
い青色の部分、船見公共下水道、二つ目が、その下側と左側のクリーム色の中部公共下水道、
三つ目が、真ん中下側の薄い水色の白根公共下水道です。

次に、県が終末処理場を管理する流域下水道に接続する流域関連公共下水道として赤枠の
四つがございます。一つ目が、図面右側の緑色の北部公共下水道、二つ目が、その左隣の薄
い紫色の東部公共下水道、三つ目が、その下側の黄色の新津公共下水道、四つ目が、図面左
側のピンク色の西部公共下水道となります。

次に、市が終末処理場を管理する特定環境保全公共下水道として、緑枠の一つがございま
して、図面右側の緑色の部分ですけれども、北部公共下水道の中にあるオレンジ色のところ
が島見処理区となっています。本市の公共下水道は、これら八つの区域に分かれているとこ
ろでございます。

スライドの7をご覧ください。本市の下水道計画の方針の考え方についてでございます。
ポイントが二つございまして、一つ目が公共下水道への編入です。スライドの5で説明いた
しました、下水道の種類を図を用いていますけれども、本市では、公共下水道に先立って整
備を進めてきた、特定環境保全公共下水道、あとは都市下水路というものを将来的に公共下

水道に編入していきたいと考えています。その理由といたしましては、施設の統廃合による維持管理費の削減、また事務手続き、予算措置といったところで事業の効率化を図られることが理由でございます。

二つ目が、都市計画決定については市街化区域を行っていきたいと考えています。これにつきましては、平成9年に県から通知がございまして、事務手続きの合理化・円滑化を図る観点から、都市計画に定める範囲は原則として市街化区域とされているというところがございまして、それ以前に都市計画決定を行っている市街化調整区域の下水道の都市計画については順次、廃止を行っていく考えを持っています。今回の議案第4号につきましては、この方針に沿って行うものとなります。

それでは、議案第4号「都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。

スライドの8をご覧ください。今回、都市計画の変更を行う下水道は、赤く着色している三つの区域でございます。一つ目が、新潟特定環境保全公共下水道の島見処理区の廃止です。二つ目が、都市下水路のうち、第7号内野都市下水路、第8号五十嵐中島都市下水路、巻都市下水路の廃止です。三つ目が、公共下水道のうち、新潟市西部公共下水道の変更でございます。

スライドの9をご覧ください。今回の都市計画の変更は、先ほどご説明いたしました、本市の下水道計画の方針に基づきまして、特定環境保全公共下水道と都市下水路を、それぞれ公共下水道に編入するため、今回、廃止を行うものでございます。

特定環境保全公共下水道と都市下水路は、今回編入する北部公共下水道や西部公共下水道の計画が当時なく、施設整備がなされていない昭和40年代から平成の初めにかけて、生活環境の改善や市街地の浸水防止のため、公共下水道の整備に先立って、都市計画の決定を行って、整備を行ってきた経緯がございまして。現在は、当該地において公共下水道の計画が策定されて施設整備も進んできたことから、このたび公共下水道に編入することになります。

スライドの10をご覧ください。はじめに、北区の新潟特定環境保全公共下水道の島見処理区の廃止についてご説明いたします。議案書につきましては1ページから6ページ目が該当します。スライドには、本市の都市計画図上に、今回、都市計画の変更を行う島見処理区の箇所の位置を示してございます。この位置図の右側で、赤丸の位置になります。

スライドの11をご覧ください。スライドは、議案書4ページの総括図のうち、島見処理区周辺を拡大して表示したものになっています。画面の上が日本海になっていまして、左が阿賀野川、右が新潟東港、黒の実線が国道113号、国道7号となっています。こちらはスライド11ですけれども、汚水の区域を表示してございます。現在、新潟特定環境保全公共下水道の島見処理区として、汚水の排水区域は約56ヘクタールが都市計画決定されています。

続いて、スライドの 12 ですが、スライドには、議案書 5 ページに雨水の総括図がございますけれども、その島見処理区周辺を拡大して表示したものになっています。雨水の排水区域につきましては、約 15 ヘクタールが都市計画決定されています。

スライドの 13 をご覧ください。スライドには、議案書 6 ページの計画図を表示してございます。「下水管渠」と「その他の施設」について表示してございます。「下水管渠」として島見浄化センター放流渠、また、「その他の施設」として島見浄化センターが都市計画決定されているところでございます。

スライドの 14 をご覧ください。島見処理区を都市計画に位置づけた理由としましては、下水道整備を行う前は、生活排水などを近隣にある保安林内のため池に集めまして、地中に浸透させたり、道路側溝に流したりしていましたが、生活様式の向上に伴って水需要が増大し、一般家庭からの生活排水により、保安林が枯れたり、農業用水や河川が汚濁したりなどの環境悪化が進行したことがありまして、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、平成 3 年に都市計画に位置づけ、特定環境保全公共下水道として整備を行ってきたところでございます。

今回、この都市計画決定を廃止する理由といたしましては、島見浄化センターの老朽化に伴い、下水道施設の効率的な維持管理・更新を行うため、隣接している新潟市北部公共下水道へ編入・接続するということから、特定環境保全公共下水道としての都市計画の位置づけを廃止するものでございます。

なお、今回は都市計画の廃止でございまして、これをすることによって事業や機能の廃止はありません。この島見処理区でございまして、北部公共下水道として、下水道法の事業計画に位置づけまして、引き続き、本市において維持管理・更新を行ってまいりますので、これが市民の皆様に影響が出るといったものではございません。

スライドの 15 をご覧ください。続いて、都市下水路の廃止についてでございます。議案書は 7 ページから 13 ページが該当します。スライドには位置図を表示しています。今回、廃止を行う都市下水路は 3 か所ありまして、西区の第 7 号内野都市下水路、第 8 号五十嵐中島都市下水路、西蒲区の巻都市下水路になります。

スライドの 16 をご覧ください。はじめに、第 7 号内野都市下水路、第 8 号五十嵐中島都市下水路についてでございます。スライドには、議案書 11 ページの総括図のうち、第 7 号内野都市下水路、第 8 号五十嵐中島都市下水路の周辺を拡大して表示しています。画面の上が日本海、右側にある青色の縦線が新川、黒の実線が国道 116 号、点線が J R 越後線、黒丸が内野西が丘駅です。現在、第 7 号内野都市下水路として約 77 ヘクタール、第 8 号五十嵐中島都市下水路として約 66 ヘクタールが都市計画決定されています。

スライドの 17 をご覧ください。スライドには、議案書 12 ページの計画図を表示しています。こちらが排水区域のほか、都市計画決定されている下水管渠でございます。それぞれ、内野幹線、五十嵐中島幹線が都市計画決定されています。

スライドの 18 をご覧ください。次に、巻都市下水路でございます。スライドには、議案書 11 ページの総括図のうち、巻都市下水路の周辺を拡大して表示してお示ししています。黒の実線が国道 116 号、点線が J R 越後線、黒丸が巻駅です。現在、巻都市下水路として約 121 ヘクタールが都市計画決定されています。

スライドの 19 をご覧ください。スライドには、議案書 13 ページの計画図を表示しています。こちらが排水区域のほか、都市計画決定されている下水管渠でございます。主要幹線のほか二つの幹線と、二つの支線、合計五つの管渠が都市計画決定されています。

スライドの 20 をご覧ください。これらの都市下水路を都市計画に位置づけた理由としましては、公共下水道の整備が始まる前に、市街地の浸水の防止や環境衛生の改善を行うということから、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、旧巻町でございますけれども、公共下水道に先行して都市下水路として都市計画に位置づけ、整備を行ってきたところでございます。

今回、これら三つの都市下水路の都市計画決定を廃止する理由といたしましては、公共下水道による雨水整備を行うため、新潟市西部公共下水道へ編入するということから、都市下水路としての都市計画の位置づけを廃止するといったところです。

これら三つの都市下水路の都市計画の廃止につきましても、先ほどの特定環境保全公共下水道と同様に、今回の廃止は都市計画決定の廃止でございます。事業や機能の廃止ではございません。いずれも西部公共下水道として、引き続き、本市において雨水整備及び維持管理を行っていきますので、市民の皆様に影響が出るといったものではございません。

続いて、スライドの 21 をご覧ください。新潟市西部公共下水道の変更についてでございます。議案書は、14 ページから 23 ページが該当いたします。スライドには位置図を表示しています。先ほど都市下水路の廃止で説明いたしました巻都市下水路の区域の変更となります。

スライドの 22 をご覧ください。スライドには、議案書 22 ページの総括図のうち、今回変更を行う巻第 1 排水区の周辺を拡大して表示しています。

スライドの 23 をご覧ください。今ほど都市下水路の廃止で説明しました巻都市下水路の区域のうち、市街化区域の約 119 ヘクタールを、公共下水道による雨水整備を行うため、巻第 1 排水区として新潟市西部公共下水道の都市計画に位置づけるものです。

先ほど都市下水路として廃止した約 121 ヘクタールがありまして、今回、西部公共下水道として新たに位置づける約 119 ヘクタールで、約 2 ヘクタールの差がございますけれども、この 2 ヘクタールについては、市街化調整区域ということで都市計画の位置づけは行わない

ことになっておりますけれども、施設や機能は引き続き下水道施設として維持管理を行っていきますので、これまでと変わるものではないということになります。

スライドの 24 をご覧ください。議案書は 24 ページが該当します。これまで行ってきました都市計画の手続きについてご説明いたします。はじめに、都市計画の素案の縦覧を、令和 4 年 9 月 30 日から 10 月 14 日まで行ったところでございます。縦覧者は 1 名、意見申出書の提出はございません。公聴会は、素案の縦覧で意見申出書の提出がなかったため、開催は中止いたしました。

都市計画の案の縦覧につきましては、令和 4 年 12 月 9 日から 12 月 23 日まで行い、縦覧者はなく、意見書の提出はありませんでした。また、今回の都市計画の変更は、都市計画の位置づけの変更でございまして、市民生活に影響が出るものではないため、住民説明会等は開催していません。

議案第 4 号、新潟都市計画下水道の変更の説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

(高橋委員)

今般のこの変更の関係でございしますが、法手続き的な問題でございすし、また現実的に見ても、私は問題ないと思いますが、1 点だけお聞かせください。下水道による雨水整備の関係ですが、最終的には雨水はそのままダイレクトに川に流れ込むということでしょうか、今後、予定されている下水道による雨水整備というか、予定されているような区域はあるのでしょうか。その点、分かりましたら教えてください。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。事務局の下水道計画課でございます。新潟市の雨水対策の考え方でございますけれども、まず一つ、平成 10 年 8 月 4 日に新潟市で最大 97 ミリの大雨が降ったというところで、多数の床上、床下浸水が発生したことがございます。新潟市としては、特に床上浸水が多く発生しました新潟市中心部をはじめ、坂井輪地区でありますとか、北区の松浜、木戸地区等、いろいろあるのですけれども、そういう床上浸水が多発したところを重点地区として定めまして、1 時間あたり最大約 50 ミリの雨に対応できるような下水道

管渠であるとか、下水道ポンプ場、あとは貯留施設の整備を進めているところでございます。

また、局所的な対策といたしまして、そういう大規模な整備のほかにも窪地など、局所的に雨が上がるところにつきましては、小規模な貯留施設や側溝の大型化など、そのような対策をしているところです。

また、併せてソフト対策といたしまして、ハザードマップを作成いたしまして、住民の方に周知をしていくとともに、雨が降ったときに一時的に地中に浸透しやすくなる雨水浸透枳であるとか、一時的に宅地内に溜める雨水タンク、あとは道路からの雨水の浸入を防ぐ防水板の整備等、それらに対する住民の皆様が自助をしていただくための助成制度などを充実しながら、ハード、ソフトを組み合わせる総合的な浸水対策を進めているというところでございます。

浸水状況を踏まえまして、引き続き新たに整備しなければいけないところも注視しながら浸水対策は進めております。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかに、ご意見・ご質問等ありますか。

(樋口委員)

新潟工科大学の樋口です。専門が都市計画ですから、都市計画的な観点から一つだけお話しします。新潟市が合併されて政令市に指定されて、それと同時に都市計画として、市街化区域と市街化調整区域という区域区分を実施されたことに伴う従前の市町村単位で行われていた下水道整備を一括してやられるということで位置づけの変更ということで、適切なお対応だと思いました。

ですが、1点だけ7ページ目のスライドを開いていただいて、今後のこともありますので、表現なのですけれども、7ページ目のスライドに、「公共下水道への編入を行う」の次に「都市計画決定は市街化区域を行う」という言葉になっているのですけれども、これは都市計画からすると「市街化区域を行う」という表現は適切ではないかなと思います。「市街化区域内で位置づけを行う」ですとか、「市街化区域内のみとする」とか、どちらかの表現に変えておいていただければ、都市計画的な対応としては正しいのかなと思います。

それとも私の認識が間違っていて、「市街化区域を行う」というのが下水道としては正しいのでしょうか。そこはちょっと分からないのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございました。委員御指摘のとおり、「市街化区域内で手続きを行う」というのが適切だと思いますので、そのように修正をさせていただきたいと思ひますし、そのようにご理解していただければと思ひています。

今回、合併した経緯で下水道の都市計画をかけるところが市街化区域で網をかけているところと、調整区域で網をかけているところの合併市町村の取り扱いがマチマチになっているところがあったので、それだと複雑で分かりづらいつついったところ、あとは新潟県からも下水道の都市計画は原則として市街化区域でかけるべきというの也有りますので、今後、複雑的な分かりづらさをなくすためにも順次、都市計画決定は市街化区域内で手続きするというような考えで進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(樋口委員)

ありがとうございました。

(岡崎会長)

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご異論等ないようですので、議案第4号「新潟都市計画下水道の変更」については、原案のとおり答申ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり答申としたいと思ひます。

続きまして、議案第5号「島見町地区地区計画の建築物の用途制限について」のご説明を事務局よりお願ひいたします。

(事務局)

おはようございます。北区建設課長の落合と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、「島見町地区地区計画の建築物の用途制限について」説明させていただきます。

議案第5号をご覧ください。はじめに、1の内容です。建築場所は新潟市北区島見町字上割地889番の内、外2筆、建築主は三菱HCキャピタル株式会社、敷地面積は2,808.07平方メートル、建築物の用途は学生寮となっています。

2の理由ですが、今回ご審議いただく施設は、新潟医療福祉大学及び食料農業大学の学生のための学生寮であり、島見町地区地区計画の区域内に建築を計画しているものであります。

島見町地区地区計画は、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、大学関連施設を整備し、大学機能のさらなる強化・充実を図るとともに、緑に包まれたキャンパスタウンを形成し、かつ保全することを目標に平成23年3月に都市計画決定されています。

当該地区計画区域内に建築される建築物は、大学機能の強化・充実を図るために、大学関連施設のみを整備する方針となっていることから、地区整備計画の建築物の用途の制限におきましては、建築物の用途を学校関連施設に限定しています。そのため、図書館や学生寮など学校以外の用途に分類される施設につきましては、この都市計画審議会の議を経て、市長が地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する施設であると認めたものである必要があります。このことから、本審議会で、この学生寮が地区計画で規定する建築物の用途制限に適合していることをご確認していただくものとなっています。

まずはじめに、都市計画の用途地域と地区計画制度について若干説明をさせていただきます。スクリーンをご覧ください。最初に用途地域について簡単に説明させていただきます。用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、低層の住宅地を目指す「第一種低層住居専用地域」から商業系の建物が立地する「商業地域」、工業の利用に特化した土地利用へと誘導する「工業専用地域」まで、本市では合計で12種類の用途地域がございます。この各用途地域におきまして建築可能な建築物の用途を建築基準法で具体的に定めています。

さらに、用途地域に建築物の大きさに関するルールであります「建ぺい率」と「容積率」を合わせて定めることによりまして、計画的な土地利用の誘導を図っています。例えば、用途地域を、「建ぺい率」や「容積率」の低い「低層住居専用地域」に指定することで、ゆとりのある低層の住宅地へと誘導することができます。また、用途地域を、「建ぺい率」や「容積率」の高い「商業地域」に指定することで、多様な用途の建築物が立地する密度の高い商業地へと誘導することが可能となります。

この用途地域の制度は土地利用に関する最も基本的なルールであり、建築物の用途につきましては全国一律の規制となっています。そこで、用途地域を補完する制度としまして「地区計画制度」が設けられています。地区計画は、生活に身近な「地区」を単位に、住民の合意のもと地域の特性や実情に即したルールを定め、きめ細かなまちづくりを進めていく制度となっています。

地区計画制度の概要につきまして、地区計画は地区の特性や実情に応じたきめ細かなまちのルールを定め、計画的によりよいまちへと誘導していく制度となっています。地区計画に定める内容としては、「地区計画の目標」や「土地利用の方針」など、まちの将来像を定める「地区計画の方針」と地区の特性に応じて、「地区施設の配置及び規模」や「建築物等に関する

る事項」などに関して必要なまちづくりのルールを定める「地区整備計画」で構成されています。この地区整備計画の「建築物に関する事項」の中で、建物の用途や高さ、規模、垣または柵の構造など、建築に関するルールをきめ細かに定めることができます。本市では、これまでに80地区において地区計画が定められています。

それでは、本日の議案であります島見町地区地区計画の建築物の用途制限について説明させていただきます。はじめに、「島見町地区地区計画」の概要について説明いたします。

議案第5号、2ページ目の位置図をご覧ください。同様の図書をスクリーンにも投影しますので、参考にご覧になってください。位置は、北区島見町地内の新潟医療福祉大学と新潟食料農業大学の周辺の約51.4ヘクタールで、日本海に近接し、地区周辺はニセアカシアなどが原生する緑豊かな環境に位置しています。当該地区は、平成23年3月に市街化区域に編入され、用途地域を第1種中高層住居専用地域に指定しています。この市街化区域の編入に合わせて、計画的なまちづくりを行うため島見町地区地区計画を都市計画決定しています。

続きまして、本日配付しました「議案第5号参考資料」をご覧ください。スクリーンへも投影しますので、参考にご覧ください。1ページの「資料1」が島見町地区地区計画となっています。本地区計画の目標は、上段に記載の「地区計画の目標」の下から3行目にあります『建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、大学関連施設を整備し大学機能のさらなる強化・充実を図るとともに、緑に包まれたキャンパスタウンを形成し、かつ保全すること』としています。「建築物等の整備方針」では、『大学機能の強化・充実を図るため、建築物の用途について大学関連施設に限定し整備を図る』としています。

次に、建築物の用途制限については、下段の「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」の「建築物の用途の制限」において、(1)から(3)に掲げる建築物以外の建築を規制しています。建築できる建築物は、(1)の『学校』、(2)のア『図書館その他これに類するもの』、イ『住宅、共同住宅、寄宿舎または下宿』、ウ『病院』、エ『診療所』、オ『老人ホーム、保育所、身体障がい者福祉ホームその他これらに類するもの』、カ『老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの』、及び(3)の『(1)と(2)の建築物に附属するもの』となっています。そして、(2)のアからカの建築物が大学関連施設であることを確認するために、都市計画審議会の議が必要となっています。

本日、ご審議いただく学生寮につきましては、建築物の用途は共同住宅となります。本都市計画審議会では今回建築予定の学生寮が大学関連施設であることのご確認をお願いするものであります。

次に、学生寮の概要について説明いたします。「議案第5号参考資料」の4ページ、「資料2」をご覧ください。今回計画している学生寮は、民間事業者が大学の敷地を借りて、大学

の学生のための寮を建設し、管理・運営する計画となっています。学生寮が大学関連施設であることを確認する資料としまして、民間事業者と大学との「土地利用の承諾書」を添付しています。土地利用の目的を「大学を運営している学校法人の学校の在校生の居住」に限定しています。

次に、島見町地区の現在の土地利用状況を説明いたします。「議案第5号参考資料」のページ、「資料3」をご覧ください。スクリーンにも投影しますので、参考をご覧ください。こちらが島見町地区の航空写真となっています。色づけされている箇所は現在、土地利用がなされている箇所となっています。地区の南側に新潟医療福祉大学、北側には陸上競技グラウンド、硬式野球練習場、北側の薄い紫色の箇所は新潟食料農業大学があります。北側の水色の箇所には平成29年に都市計画審議会の議を経て建築されました学生寮があります。その隣接地の赤く着色された位置が、本日ご審議いただく学生寮の計画地となっています。

次に、6ページをご覧ください。土地利用計画図について説明いたします。今回の学生寮の開発敷地は約2,800平方メートル、木造3階建の学生寮を1棟建築予定です。建築面積は約950平方メートル、1階から3階まで合わせた延べ床面積は約2,500平方メートル、建物の最高高さは約10メートルとなります。開発面積から道路部分等を抜いた建物敷地の面積は約2,100平方メートルで、建ぺい率は45パーセント、容積率は122パーセントとなっています。

続きまして、資料の7ページが建物の1階平面図となっています。1階は通常の寮室が24戸、車椅子に対応したバリアフリーの寮室が1戸となっています。通常イメージされる寮とは違いまして、共用の食堂や大浴場などはなく、各部屋にトイレや浴室、自炊可能な施設もあり、学生アパートのようなものとなっています。

続いて、8ページが2階、3階の平面図です。2階と3階は同じ平面図となっています。それぞれ通常の寮室が29戸ずつあります。1階から3階まですべて合わせると83戸、うち1戸が車椅子に対応したバリアフリーの寮室となっています。9ページは寮室の詳細平面図となっており、10ページ、11ページは立面図となっています。

以上で、学生寮の建築計画についての説明をいたしました。なお、既存の学生寮は毎年ほぼ満室で運営されておりまして、入寮を断念する学生もおります。今回の学生寮はその解消と来年2023年に新学科が開設されるため、それらに対応するための計画となっています。

以上により、当該学生寮は、地区計画の「建築物の用途の制限」におきまして、(2)イの共同住宅に該当し、その利用は在校生の居住に限定されていることから、大学機能の強化・充実を図るための大学関連施設として地区計画に適合しています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまの議案につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

(鈴木委員)

新潟食料農業大学の鈴木です。よろしく申し上げます。地区計画の中で、緑との関係を強調されているということと、何度も「充実」というお話がありましたけれども、住環境も快適性のようなものが追求されていると思いますが、緑地が減って、建物ができてというところで、緑地が減ってしまうことと、緑の環境を充実するということとの矛盾を感じたところに対する対策などがあれば教えていただきたいのと、キャンパスタウンということですので、まちということで考えると既存の寮との関係、連続性のようなものがちょっと見えにくいなと思いましたが、その点に対してどうお考えなのか教えていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。北区建設課です。まず、緑地についてですが、今回の学生アパート、学生寮につきましては、開発面積の3パーセントを緑地ということで設けていまして、建物に対する緑地については、そういう形で設けてございますけれども、全体としましては、海沿いのほうに既存のニセアカシアの群生等、もともと緑豊かな場所でございますので、そういった中で、市街化区域全体の新潟医療福祉大学の開発された中で計画をしていくような考えでおります。

(鈴木委員)

既存の寮との連続性は。

(事務局)

既存の寮との連続性につきましては、今回、既存の寮の隣に学生寮をつくるわけですが、既存の寮は、どちらかというと寄宿舎タイプの学生寮でして、バス、トイレ、キッチンなどが共有になっておりまして、併せて食堂スペースや大浴場、多目的スペースの共有棟もございます。今回の学生寮につきましては、アパートタイプなのですが、そういった食事や大浴場等の既存の学生寮のほうの共有棟も使用できるような考えで聞いています。ですので、一緒に管理するような形で聞いていますが、そういった形もありますので、隣接

したような形で建設するという事で聞いています。

(岡崎会長)

よろしいですか。関連して私も一つお伺いしたいのですけれども、6ページの図でいくと、造成緑地というのが1パーセントありまして、あとは上に裸地というものがありまして、この裸地を入れて3パーセントを超えているという意味になるのですか。造成緑地は少ないので、この裸地の扱いはどうなのかという、これが実際にどういう場所になるのかというのがちょっと気になる場所ではあります。

(事務局)

申し訳ございません。訂正させてください。私、開発面積の3パーセントを取っているという答えをしたのですけれども、今回、3,000平米以下の開発ということで、実際の緑地につきましても3パーセントを切っておりまして、約1パーセント程度の緑地帯を取っているような形になっています。

(岡崎会長)

裸地の実態はどうなっているのですか。

(事務局)

北側のほうの、この緑色の部分については、実際の現場が法面になっておりまして、そのままの状態です。

(岡崎会長)

ということは、実際にはそこに植生があって、緑地的な状況ということでよろしいですか。

(事務局)

そういうことです。

(岡崎会長)

分かりました。ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

(平山委員)

今回の申請の建物は3階建ということですが、既存の寮の高さはどの程度でしょうか。共有した景観というか、その辺を教えてくださいたいのですが。

(事務局)

既存の寮につきましては、1棟2階建のものが全部で26棟あります。638定員で建っておりますけれども、それよりも少し3階建ですので高い感じになるのですけれども、10メートル以下で抑えていますので、その辺は景観上も抑えていると思います。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかに、いかがでしょうか。

では、特に反対意見はないというところだと思いますので、議案第5号「島見町地区地区計画の建築物の用途制限について」は学生寮を建設することについて「支障なし」ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、支障なしとしたいと思います。

続きまして、議案第6号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

建築行政課でございます。よろしく願いいたします。議案第6号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」説明いたします。

はじめに、配付資料の確認でございます。インデックスの議案第6号からの資料及び議案第6号の参考資料でございます。

議案の説明の前に、本案件の取り扱いについて説明いたします。スクリーンをご覧ください。建築基準法第51条においては、周辺環境の悪化を防ぐ目的から、産業廃棄物の処理施設については、都市計画においてその敷地位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとしており、そのただし書きにおきまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においては、この限りではな

いとしております。

本案件につきましては、民間事業者が設置する施設であり、施設の恒久性が担保されないことから、都市計画決定にはなじまないと判断いたしまして、このただし書きの規定を適用することとなりますが、計画の内容が政令で定める範囲を超えるために、許可の対象となり、その敷地位置が都市計画上、支障がないか、本審議会に諮問をするものでございます。

それでは、本申請の概要について説明いたします。申請者は、株式会社不二産業です。敷地位置は、新潟市北区太郎代地内の工業専用地域内で、主な施設用途は産業廃棄物の破砕処理施設です。

申請者は、東区津島屋に本社を置き、平成6年に創業、平成10年に産業廃棄物処分業の許可を取得しています。平成18年には、当該地の北東側の隣接地にて、51条ただし書き許可を取得し、事業の拡大を行っています。今回、新たに当該地において、廃プラスチック類などの破砕処理施設を新設するものでございます。

地図にてご確認くださいと思います。申請者は東区津島屋の本社に加えまして、黄色部分の東港工場を平成18年に設置しています。なお、黄色い点線で囲んだ株式会社フジ・エンバイロは再資源化に特化したグループ会社でございます。

今回の計画では、白に赤枠で囲んだ申請地におきまして、現状は更地となっている場所でございますけれども、ここに赤の四角で示した二つの施設を設置いたします。北側が木くず破砕棟、南側が混合廃棄物選別設備棟です。それぞれの施設で破砕する、廃棄物と処理能力をスクリーンに示していますが、これは参考資料の1ページにも同じものを記載してございます。この中で、スクリーンに赤字で示している廃プラスチック類、木くず、がれき類の三つが本申請での許可の対象となっております。

なお、破砕された廃棄物は、グループ会社の株式会社フジ・エンバイロにて燃料チップや固形燃料の原料チップとして加工し、廃棄物の適正処理及び再資源化に取り組んでいく計画となっております。

許可の対象となる処理の種類ですが、冒頭でご説明しましたとおり、建築基準法第51条では、政令で定める規模の範囲内であれば許可は不要としています。政令で定める範囲には二つの種類がございまして、一つは過去の許可時の処理能力の1.5倍を超えないこと、二つ目が処理の種類ごとに定められた一定の処理能力を超えないこと、のいずれかでございます。

今回は、新規に処理施設を設置することから、二つ目の処理の種類ごとに定められた一定の処理能力が比較の対象となりますが、計画では、廃プラスチック類、木くず、がれき類の処理能力が青字で示しています政令で定める能力を超えることから、許可の対象となります。なお、この許可の対象となる処理の種類と処理能力については、参考資料の3ページ

にも記載しています。

それでは、申請地の位置を都市計画図でご確認いただきます。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、「新新バイパス」豊栄インターチェンジから北に約3キロメートル、新潟市北区太郎代地内に位置しており、西側には「島見町集落」、東側には「太郎代集落」が位置しています。最寄りの公共施設として、西側約1.3キロメートルに「南浜小学校」、同じく西側約1.6キロメートルに「南浜中学校」がございます。航空写真を用いて申請地周辺の状況をご確認いただきます。申請地は工業専用地域に位置しています。近隣には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約270メートル離れています。

なお、申請者は本計画にあたりまして、「新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱」の規定に基づき、周辺企業や自治会に説明を行っており、いずれも承諾を得ています。

続いて、近隣の状況を拡大した航空写真により、ご確認いただきます。申請地の近隣には黄色で示した産業廃棄物処理施設が多く立地しており、工場や倉庫なども立地している状況です。

次に、配置図によりまして、敷地内の計画について説明いたします。敷地内の赤色で示した建物が木くず破碎棟、黄色で示した建物が混合廃棄物選別設備棟でございます。それぞれ赤丸、黄色丸で示した位置に破碎機がそれぞれ1機ずつ設置されています。施設の稼働時間は通常は午前8時から午後5時まででございますが、繁忙期には24時間体制の稼働を見込んでいます。廃棄物の搬出入は、西側に位置する新潟市道より行います。

今回の申請にかかる廃棄物処理の流れを説明いたします。まず、排出事業者から廃棄物が収集されます。収集された廃棄物は、計量ののち、分別・保管されます。その後、破碎機にて細かく砕かれ、破碎後は、保管・搬出されることとなります。

続いて、環境影響調査について説明いたします。環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、申請者は環境影響調査を行っております。今回の計画では、周辺への環境影響要因として、スクリーンに示すとおり、騒音と振動の二つがあり、その影響を評価いたします。

まず、騒音と振動の基準値を説明いたします。騒音・振動に対する生活環境影響調査においては、申請地が工業専用地域のため、騒音及び振動の規制地域には指定されていないことから、規制値は定められておりません。そのため、地域の実情に合わせ、工業地域に相当する区域として、騒音に関しては第4種区域の規制基準を、振動に関しては第2種区域の規制基準を、それぞれ目標値として設定し、影響を検討しています。

続いて、騒音・振動の評価地点について説明いたします。赤いポイントは、騒音・振動の

主な発生源となる破碎機及び集塵機コンプレッサの位置を示しています。また、黄色いポイントが、予測評価を行った地点で敷地の東西南北4面の敷地境界線上におきまして、騒音・振動の影響が大きいと考えられる地点を評価地点としています。

ご覧いただいているのは騒音についての予測値と目標値の比較表です。施設の稼働時間を繁忙期の24時間と設定し、朝、昼間、夕、夜間の時間区分の基準値を目標値として採用しています。いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

続いて、振動についてです。先ほどと同じく、いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。なお、操業後に近隣住民の生活環境への影響が確認された場合には、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行ってまいります。そのうえで、影響が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合には、停止命令を行うことも法令上は可能となっています。

次に、周辺交通への影響について説明いたします。主な搬出入経路は「新新バイパス」豊栄インターチェンジから、歩道付4車線道路である「県道新潟中央環状線」、「国道113号線」、「県道島見・豊栄線」、「臨港道路中央ふ頭（西線）」、さらに歩道付2車線道路である新潟市道などを利用する計画となっています。また、当該施設の設置に伴って増加する車両は、従業員の通勤車両が48台、廃棄物などの運搬車両が10トントラックなどで最大約33台、合計最大で1日約81台を見込んでいます。なお、運搬車両の搬出入の時間は繁忙期で午前8時から午後8時までとなっています。

平成27年度、全国道路交通調査より、「一般県道島見・豊栄線」の交通量は日中の12時間で約1万1,700台であるため、車両の増加はその交通量を比較しますと0.69パーセントであり、これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えています。

なお、太郎代集落の児童が南浜小学校へ通学するにあたっては、スクールバスによる送迎が行われています。南浜中学校については、臨港道路中央ふ頭（西線）を登下校の際に通行する生徒がおりますが、当該道路が歩道付4車線道路であること、通学時間帯の搬出入を避けること、車両運行が短時間に集中しないように運行管理体制を整えることから、危険性は少ないと考えられます。

まとめでございます。計画地は、工業専用地域に位置し、周辺の環境や交通への影響が少なく、廃棄物の適正処理を推進する施設であることから、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、議案第6号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」は、支障なしとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、支障なしといたしたいと思います。

続きまして、議案第7号こちらも「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」の審議になります。ご説明を事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、議案第7号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」、説明いたします。配付資料でございますが、インデックスの議案第7号からの資料と、議案第7号の参考資料でございます。

はじめに、本案件の取り扱いでございますけれども、先ほどの議案第6号と同様に、建築基準法第51条に基づいて、本審議会に諮問するものでございます。

それでは、本案件の概要について説明いたします。申請者は、青木環境事業株式会社です。敷地位置は、新潟市北区島見町地内の工業専用地域内で、主な施設用途は産業廃棄物の焼却、破碎、脱水、中和処理施設です。

申請者は、昭和52年に中央区上所島にて創業し、昭和58年に産業廃棄物処分業の許可を取得しています。平成9年に当該地に移転し、これまでに51条ただし書きの許可を3度取得し、処理能力の変更などを行ってまいりました。今回の申請内容も処理能力の変更及び処理施設の追加を行うもので、汚泥の脱水、廃油の焼却及び廃酸・廃アルカリの中和については処理能力の増加を、また、廃酸・廃アルカリの中和処理施設と一般廃棄物のごみ焼却施設を追加する内容となっています。

申請者は現在、申請敷地内におきまして、ピンク色で示した二つの焼却処理施設で焼却処理を、また、青で示した施設で中和処理と脱水処理を行っています。今回の計画では、この三つの処理施設において処理能力の変更と処理施設の追加を行います。これにより、産業廃棄物の適正処理に、より一層、取り組んでいく計画としています。

なお、今回の許可の対象となる処理施設における廃棄物の種類と処理能力については、参考資料の1ページから4ページに記載しています。

続きまして、許可対象となる処理の種類ですが、今回の計画では、汚泥の脱水処理と、一般廃棄物のごみ焼却処理が政令で定める過去の許可時の処理能力の 1.5 倍、スクリーンの青字でございますが、これを越えることから許可対象となっています。

また、廃油の焼却処理と廃酸・廃アルカリの中和処理の能力が政令で定める一定の処理能力、スクリーンの青字の能力を越えることから許可の対象となっています。なお、この許可対象となる処理の種類と処理能力については、参考資料の 6 ページにも記載しています。

それでは、申請地の位置を都市計画図でご確認いただきます。スクリーン中央の赤いポイントが申請地となり、先ほどの議案第 6 号の不二産業の申請地から南へ約 260 メートルほどの位置となります。最寄りの公共施設として、議案第 6 号と同様に西側約 1.2 キロメートルから 1.3 キロメートルに「南浜小学校」と「南浜中学校」がございます。

航空写真を用いて申請地周辺の状況をご確認いただきます。申請地は工業専用地域内に位置しています。近隣には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅まで約 550 メートル離れています。なお、申請者は本計画にあたって、周辺の企業や自治会に説明を行っており、いずれも承諾を得ています。

続いて、近隣の状況を拡大した航空写真を用いてご確認いただきます。近隣には、工場や事業所、産業廃棄物処理施設が立地しています。

次に、配置図により敷地内の計画について説明いたします。敷地内のピンク色で示したものが既存の焼却処理施設で、黄色で示した焼却炉がそれぞれ設置されています。今回、この二つの焼却処理施設の廃油の投入方法を変更することで処理能力を引き上げます。また、一般廃棄物の焼却処理は、これまで敷地中央の焼却処理施設のみで行っていましたが、今回の計画により、敷地北側の焼却処理施設についても一般廃棄物のごみ焼却処理施設として追加いたします。なお、焼却処理施設の稼働時間は、従来から 24 時間となっています。

敷地内の水色で示したものが、既存の脱水・中和処理施設で、赤色が脱水処理施設、緑色が中和処理施設でございます。今回の計画では、スクリーンの右側の緑色で示した中和処理施設については、処理品目の追加により、処理能力の引き上げと処理施設の追加を行います。また、施設の中央にある緑色の中和処理施設と赤色の脱水処理施設については、稼働時間を 8 時間から 16 時間に延長する処理能力の引き上げを行います。なお、今回、処理施設の追加を行うものは、いずれも処理品目の追加でございますが、施設の増加や建築物の増築はございません。

続いて、環境影響調査について説明いたします。議案第 6 号と同様に、申請者は環境影響調査を行っています。周辺への環境影響要因として、脱水・中和処理施設から発生する騒音、振動及び水質汚濁、焼却処理施設から発生する排ガスによる大気汚染への影響、また、悪臭

を発生する廃棄物の取り扱いがあるため悪臭を調査項目にあげて実測または予測による調査を行っています。

はじめに、騒音と振動についてですが、議案第6号と同様に、それぞれ工業地域の規制値を目標値といたします。

続いて、騒音・振動の評価地点ですが、赤いポイントが今回の計画、具体的には処理時間の延長に伴う騒音・振動の主な発生源ですが、既存の処理施設による騒音・振動もあることから、現状の実測値を考慮したうえで最も騒音・振動が大きくなる4地点を評価地点としています。こちらは、騒音についての予測値と目標値の比較表ですが、いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。次に、振動についてですが、いずれの地点でも予測値が目標値を超えていません。

続いて、大気汚染の調査について説明しますが、ここからは調査結果を中心に説明させていただきます。環境大気の調査地点については、気象データなどを基に自動車の排ガスの影響を受けにくく、比較的高濃度が予測される地点として、申請地から南南東に460メートル離れた地点としています。そこでの調査結果でございますが、環境基準にある評価項目のうち、任意で設定しました二酸化硫黄などの項目について、すべて基準値を下回っており、目標値をクリアしています。

次に、焼却処理施設の煙突で採取した排ガスの調査結果です。青色の1号炉は敷地中央の焼却処理施設、2号炉は敷地北側の焼却処理施設ですが、ともに規制基準以下で適合しています。

続いて、水質汚濁調査の結果です。調査地点は事業場の最終排出口としました。有害物質の調査結果については、こちらの表と、こちらの表に示したとおり、すべての物質において、測定値が許容限度を下回っており、基準に適合しています。

また、生活環境項目の調査結果についても、こちらの表に示したとおり、すべての項目について測定値が許容限度を下回っており、基準に適合しています。

続いて、臭気の調査結果です。調査地点については、敷地境界の風上側、風下側、さらに風下側から300メートル付近の3か所としています。その測定結果は、いずれの地点でも測定値が目標値を超えていません。

なお、今回の処理能力などの変更後に、近隣住民の生活環境への影響が確認された場合には、関係課と連携し、改善を図るよう指導してまいります。そのうえで、影響が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合には、停止命令を行うことも法令上は可能でございます。

次に、周辺交通への影響についてご説明いたします。搬出入経路は、議案第6号と一部重複する経路であり、「臨港道路中央ふ頭（西線）」より南側の新潟市道などを利用する計画と

なっています。当該施設の設置に伴って増加する運搬車両は、2トンから10トントラックが一日約4台程度、また搬出入の時間は午前5時から午後8時までであり、議案第6号と同様に周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

まとめでございます。計画地は工業専用地域に位置し、周辺の環境や交通への影響は少なく、廃棄物の適正処理を推進する施設であることから、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ありましたらお願いします。

(高橋委員)

1点だけお聞かせください。汚泥の関係というのは、これを見ますと、機械脱水をして、脱水処理したやつを販売できるものであれば、恐らく袋詰めして販売するのでしょうかけれども、これを見るといろいろな重金属が入ったりしているような感じですので、汚泥と燃えがら、それから煤塵、その3点セットで最終処分場に持ち込むのだということで、よろしいわけですね。

(事務局)

リサイクルできるものはリサイクルしてまいりますけれども、そういった重金属が入ってリサイクルできないものには、最終的には焼却して、灰については最終処分場のほうに持ち込むこととなります。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかに、ご質問・ご意見ありますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、議案第7号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。では、支障なしとしたいと思います。

議案については以上になりますが、その他の事項がありましたら、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の都市計画課でございます。その他の事項としまして、お手元の次第でございますとおり、3点報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に報告資料という形で本日配付をさせていただいておりますが、資料1、資料2、資料3ということでございます。

はじめに、資料1「都市計画マスタープランの改定について」でございます。A3版の資料1をご覧ください。1、都市計画マスタープランについてでございます。私どものほうで「都市マス」と言うことが多くございますけれども、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する方針で、本市の総合計画等を踏まえた分野別の計画の一つとなっております。改定につきましては、これまで委員の皆様にはご案内をさせていただいてきたところでございますけれども、昨年12月に市議会にて内容を認めていただきました。本日は、その概要について説明をさせていただきます。

2、改定の背景・経緯でございます。都市マスは、今後の都市づくりのあり方を示し、まちづくりを進める指針となるもので、平成20年に策定した従前の都市マスは、策定から10年あまり経過し、その間、社会情勢などが大きく変化していること、県の新潟都市計画区域マスの改定の動きなどを踏まえ、令和2年度から改定作業を進めてまいりました。

中段の青枠の中に経過をまとめてございますけれども、検討委員会の設置や区自治協議会での検討、パブリックコメントなどを通しまして、さまざまなご意見をいただきながら改定案を作成し、議会から議決をいただいております。

その下、3、改定の方向性(ポイント)です。従前の都市マスでは、人口減少傾向が見込まれるとするなか、市街地拡大路線の「量」から、市街地の中身「質」の充実へと方向転換し、8区が連携した「田園に包まれた多核連携型都市」を目指してまいりました。

このたびの改定の方向性としては、これまで取り組んできた多核連携の方向性は継承しつつ、社会情勢の変化などを反映しながら、選ばれる都市となるため、市民や事業者の皆様と目指す方向性を共有するものとして策定の作業を進めてきています。

右側の4、これまでの検討の概要です。改定案の検討にあたりましては、都市計画、交通、防災などの有識者で構成する「都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、本審議会の委員でもある鈴木委員、田村委員、富山委員、樋口委員からもご参加をいただきまして、さまざまなご意見をいただきながら改定案をまとめました。また、パブリックコメントにお

いても多くのご意見をいただいたところでございます。

次に、資料をめくっていただきまして、2枚目、都市計画基本方針の概要でございます。上段の黄色い枠の部分、第1章、第2章では、計画の目的や新潟市を取り巻く現状と課題、都市づくりの視点をまとめています。第1章の②の位置づけ・目標年次ですが、10年後の2032年度（令和14年度）を概ねの目標年次とし、第2章の本市を取り巻く現状では、人口減少・少子高齢化、持続可能な都市づくりなどの六つに整理し、五つの今後の都市づくりの視点をまとめています。

その下の青色の部分、第3章では、都市づくりの基本的な考え方（理念）と目指す都市の姿を記載しています。①基本的な考え方（理念）は、全市及び地域レベルともに従前のものを引き継ぎます。その考え方のもと、②目指す都市の姿としては、「市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟」といたし、(1)から(3)の三つの要素により、人口減少下においても選ばれる都市づくりを目指してまいります。

なお、この目指す都市の姿については、12月議会で同様に議決のありました新潟市総合計画2030の土地利用方針にも掲載しています。

その下、第4章、都市・地域づくりの方針では、基本方針1から3は都市として、4から5は地域の暮らしや個性について、目指す都市の姿に向けた具体的な取組み方針を記載しています。

資料右下の図は、都心と8区の拠点がネットワークでつながる、多核連携の都市構造のイメージ図を示しており、都心、区の地域拠点、生活拠点、産業などの機能別拠点に加え、これまで文字としては掲載しておりましたが、田園集落を図に位置づけをしています。

右上、薄い緑色の部分になりますが、全体の方針を受けた第5章、区別構想でございます。内容は区自治協議会の皆様からのご議論いただくなど、8区が目指す方向性についてまとめ、その下、第6章、実現に向けた取組みでは、都市計画制度を活用した取組みや、にいがた2km、鳥屋野潟南部開発、農村集落の振興など主要なプロジェクトを紹介しています。

1枚めくっていただきまして、都市の将来イメージ図です。三つ掲載してございますけれども、基本方針が目指す方向性を分かりやすく示すために、今回はじめて将来イメージ図を盛り込みました。左上から都心の将来イメージ、地域や生活拠点といった拠点のイメージ、そして田園や自然に包まれた田園集落の将来イメージ図となっています。実在する場所をつなぎ合わせたようなパースでございまして、かなり将来の部分も記載しています。都市活動や暮らしのイメージ図をイラストで示すことで、市民や事業者の皆様と共有し、都市の将来像を一緒に考えて実現を目指していく一助にしたいと考えています。配付しました資料は1枚にまとめていますけれども、実際には、それぞれA3サイズで大きめのものを掲載してま

います。

本日は考え方ですとか、構成、概要の説明とさせていただきますけれども、なかなか文字だけで恐縮でございますけれども、実際には図を入れ込んだ全編 190 ページくらいの冊子でございます。また、この冊子に掲載する応募写真みたいなものを盛り込みまして、3月末頃には皆様に冊子版をお届けできればと考えているところです。1点目は以上になります。

続いて、資料2、新潟市立地適正化計画についてでございます。今ほど都市計画マスタープランの改定についてご説明させていただきましたが、これにぶら下がる都市計画分野の計画に立地適正化計画がございます。都市マスの改定を踏まえ、今後、この計画の見直しに向けて検討が必要と考えています。本日は、これに先立ちまして、現時点での指標の達成状況や今後の予定について、報告させていただきます。

まず、立地適正化計画とは、というところでございますが、平成26年（2014年）の都市再生特別措置法の改正によりまして、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、居住機能や商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などを進めることを目的に、市町村が定める計画として制度化されました。制度の大きな柱としては、居住を誘導する「居住誘導区域」と商業などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を設定することとされています。

その下、本市の立地適正化計画についてです。新潟市では、2017年3月に計画を策定し、2028年頃を目標年次として居住誘導及び都市機能誘導区域を設定しています。青枠の中の居住誘導区域では、住居系・商業系の用途地域を概ね網羅した区域として、積極的ないわゆる集約化ということではなく、緩やかな居住の誘導を進めています。赤枠の都市機能誘導区域では、新潟駅周辺から万代・万代島、古町の都心と、美咲町や新光町をはじめとした信濃川沿岸の都心周辺部を含めたエリアを設定しています。なお、このほか本市の独自の区域として、「田園暮らし奨励エリア」も設定していますが、区域への緩やかな土地利用を図っているところでございます。

その下の表は計画の指標についてでございます。達成状況を図る指標として五つの指標を設定しており、それらの進捗状況についてご説明いたします。指標についてですが、都市機能や居住といった土地利用の誘導は、さまざまな分野の施策と連携して進めることが必要と考えまして、その指標についても他の計画の指標を準用して設定しています。設定から5年ほど経過した中で、達成状況としては表のとおりです。いちばん上の都心軸における歩行者交通量は目標を達成しておりませんが、残る四つの指標は達成している状況でございます。なお、これらの指標については、達成・未達成にかかわらず、その推移について引き続き確認するとともに、同様の関連計画で右側にまとめていますけれども、最新の指標も加えて取

組みの進捗をフォローしてまいります。

その下、今後の予定です。立地適正化計画につきましては、2014年の制度創設後、都市の防災機能の確保に関する項目としまして、防災指針の記載などの法改正が行われています。都市計画マスタープランについては基本的な考え方は継承した中で改定をしていますけれども、改正法への対応を立地適正化計画について検討する必要があると考えています。

一方で、次に説明いたします「都市計画区域の区域区分（線引き）の見直し」ですとか、新潟県において中小河川のハザードマップの改定など、関連する取組みが進められています。手戻りのないよう、それらの進捗状況を見ながら改定のタイミングを見定めたいと考えています。本日は、指標の達成状況ということでご説明をさせていただきましたが、引き続き状況把握や情報整理など、事前の準備は進めながら計画を改定する段となりましたら改めてご報告をさせていただきます。

次に、3点目、新潟都市計画区域における区域区分の全体見直しについてでございます。こちらのオレンジ色の資料につきましては、昨年7月に本市における開発提案の募集を開始した際に公表した資料でございます。本市及び聖籠町と新発田市の一部で構成されます、新潟都市計画区域の区域区分につきましては、前回、平成23年に第5回目となります全体見直しから概ね10年が経過したことなどから、新潟県が主体となりまして関係する行政機関と実施について調整を進めてきております。

その結果、新潟都市計画区域においては、線引き全体見直しを行うこととなりました。本市が昨年7月から進めております状況や、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

資料上段のとおり、新潟市としては人口減少下におきましても、持続的に発展するまちづくりを進めていくことが重要であり、本市に住み続けていただく、選んでいただける住環境の提供を進めていく必要があると考えています。

そのため、今回の新潟都市計画区域の見直し、広域の区域区分の見直しにおいて、都市の魅力創出や公共交通の利便性向上など、時代の要請やさまざまな市民ニーズを満たす土地利用の具体的な活用提案をいただき、真に必要なかつ質の高い開発提案については、新潟市としても対応していきたいと考えています。

次に、1の区域区分の見直しの考え方でございます。区域区分の見直しの方針として、三つを提示いたしました。一つ目は住居系を中心とすること。二つ目は店舗などは計画地周辺の立地状況を踏まえたものとする。三つ目として、医療・福祉・教育・事業所など、今ほどの二つの項目によらないものは個別に調整をさせていただくこととし、住居系を中心とした中でも、少し幅広く検討いただき、ご提案をお受けすることといたしました。

その下、2、受付内容ですが、今回の区域区分の見直しでは、市街化区域へいわゆる編入をするAの「活用提案」と、市街化区域から市街化調整区域へとするBの「逆線提案」の2種類についてお受けしています。

はじめに、Aの「活用提案」についてです。活用提案では、都市の魅力創出、地域課題の解決、防災力の向上、環境への配慮などにつながる地区の提案を求めています。その際、提案する地区を考えていただくうえで必須とさせていただく要件として、市街地の連続性や防災などの三つを設定しています。

また、市としては、市全体や区が抱える課題の解決や、機能向上につながるものの提案を期待しておりまして、その下に記載をいたしました開発区域の面積や店舗などの配置、公共交通によるアクセス性などの事項について市が期待している事項として提示しています。

次に、その下、Bの「逆線提案」につきましては、将来的にも都市的土地利用が見込まれず、市街化区域から市街化調整区域へ変更する地区の相談をお受けしています。同様に、必須要件としまして、田、畑、山林などに利用され、建築物が立地していないこと、面積が概ね0.5ヘクタール以上であること等、地元の同意ですとか、そういったことを要件としています。

その下、3、スケジュールでございます。こういった内容を踏まえまして、表のいちばん左側、昨年7月に詳細の要領を公表しまして見直しに向けた作業を進めています。9月末までの事前エントリーを踏まえ、昨年12月までに25地区からの活用提案と、1地区の逆線提案を受けています。現在、内容の確認や個別のヒアリングを行っており、スケジュールの中ほどに第三者機関への意見照会とありますが、本審議会の皆様からも意見をお聞きし、新潟県や関係機関との調整を踏まえ、今年の春頃を目途に提案の中から新潟市としての候補地を決めていければと考えています。

その後、候補地区ごとの関係機関との協議、都市計画決定などの法定手続きを踏まえまして、令和6年度中での区域区分の変更、その後の開発実施を目指して進めてまいります。ご意見をいただく地区の詳細などにつきましては、意見照会の際に説明をさせていただきますが、本日は今の状況について事前にご説明させていただきました。ご承知をいただければと思います。以上でございます。

(岡崎会長)

ありがとうございました。報告事項ということで、時間もあまりないのですが、本審議会の樋口委員と鈴木委員には都市マスの検討委員も務めていただきましたので、お二人から一言ずつ感想等いただけたらと思います。鈴木委員からお願いします。

(鈴木委員)

鈴木です。都市計画マスタープラン、イメージ図を見ていただくとお分かりのとおり、非常に立体的なまちづくりをイメージしています。いろいろ過去の状況ですと、やはり特に若い人から居住を希望されることだと、スマートな都市、イノベーティブな都市が選ばれます。緑も水も豊富な豊かな環境都市のようなものも好まれますし、健康に配慮した都市というところで、そういったところを意識して、まちなかで元気にしていただきたいという思いが強いというところで、こういったイメージができていますと思います。

そして、また私がかかわっている農村のようなところだと、スマート農業であったりということで、どんどん社会が変化しているという状況もありますので、そういったところを図で見ていただきながら、ワクワクするようなこれからの新潟になることを期待しているというところでは。

また、スピード感をぜひとも持っていただきたいと思いますので、これは市に頑張っていたかなければいけないところかと思えますけれども、市民の方も協力いただければなという思いがありました。コロナ禍で十分に議論できなかったところもあるかもしれませんが、やれる範囲で委員の方々は知恵を出し合っていましたので、皆さんも期待していただければと思います。

(岡崎会長)

ありがとうございます。では、樋口委員、お願いします。

(樋口委員)

新潟工科大学の樋口です。今ほどお話しいただきました鈴木先生、そして本日ご欠席ですけれども田村先生、そして私をはじめ、ここに記載があります8名、そしてオブザーバーの方も含め、全7回議論してまいりました。これまで15年前に策定されました都市計画基本方針、従前の都市マスもコンパクトシティと言っていたのですけれども、実は人口減少は、もうその頃から始まってはいたのですが、世帯数は伸びておりました。実は数年後に全国的に世帯数が減ってまいります。そうすると目に見える形で空いていく家がたくさん出てまいります。ですので、これまで以上にやはり市街地の集約化に真剣に取り組まなければいけないというのは全員で共有しました。

一方で、自然災害も多発しておりますので、そういうものを考えながらしていかなければいけないのですが、今ほど鈴木先生がおっしゃったように、魅力的な新潟市であるというの

は委員の共通事項でございます。ですので、にいがた2kmをはじめ、都心部で行われるもの、そして各区で取り組まれる地域拠点の今まで以上の魅力的な地域を作っていくことが、これから必要なのではないかなと思います。それが最後のページにあるイメージ図が、これは賛否両輪、委員会の中でもあったのですけれども、これを基に地域の皆さんがそれぞれ議論されて、どんな新潟であつたらいいのかということ、この都市マスを通じてご議論いただいて、将来、今後に向けて、よりよいまちづくりに取り組んでいただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。

(岡崎会長)

ありがとうございます。報告事項なので、立適や区域区分についてはこれから議論するわけですが、今の時点でどうしても聞いておきたいことがある方が、もしいらっしゃったら一人くらい。簡潔にお願いします。

(斎藤委員)

私、子育てをしているのですけれども、令和2年からマスタープランの計画が始まった感じだと思うのですが、コロナ禍で子どもがすごく減っているというのがあると思うのですけれども、マスタープランの計画からスタートして、今はまた状況が変わっていると思うのですけれども、そこからまた少し変更したりだとかというのがあつたりするのでしょうか。

(岡崎会長)

お答えできる範囲で事務局からお願いします。

(事務局)

状況は、これからも刻々と変わっていくということになりますので、いわゆる改定のタイミングはまた10年後なのかというところの議論は必要かと思いますが、どうしてもこういう計画が一回できてしまった段階で、進んでいくものと状況が変わっていくものとの見極めは私どもで常に意識しながらということになります。計画そのものを毎年変えていく、みたいなことは今は想定してございませんけれども、当然、変化は意識しながらやっていきたいというふうには承知しています。

(岡崎会長)

言いたい人は全員手をあげていただけますか。時間がないので、ではお一人だけというこ

とで。

(飯野委員)

新潟大学の飯野です。時間もない中、申し訳ありません。私のほうは県の住生活マスタープランに携わっておりまして、5本の柱を立てておりまして、その中で空き家問題ということで、これまでに蓄積された中の老朽化という問題で、やはり多大なる経済負担というものも問題になっておりまして、その中で今回、ご提示いただきましたのは多核的に魅力的にとということで大変熟慮された計画だなと拝見いたしました。ありがとうございます。

その中で、やはり先ほどの下水道等でもありましたようなインフラ整備というものは今後、多大なる経済的にも負担になっていくのかなというところで、そこら辺の整備計画も含めて、どうお考えなのかなというところで、一つ個人的な質問です。教えてください。よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

では、可能な範囲で。

(事務局)

都市計画マスタープランでは、基本的な方針ということになりますので、これに基づいて今日、ご説明したような下水道ですとか、各公共施設のセクションですとか、その考え方の中でどういった形の効率化、もしくは一方で魅力をどう作っていくか、みたいなところを議論して、よりよい新潟市を作っていくということになるかと思います。

(岡崎会長)

ありがとうございます。あとは具体的なことは個別のときに出てくるかと思いますが、今後、議論をしていきたいと思います。

それでは、時間もありますので、以上をもちまして新潟市都市計画審議会は終了させていただきます。